



2026年3月26日

各 位

インフラファンド発行者名  
 エネクス・インフラ投資法人  
 代表者名 執行役員 松塚 啓一  
 (コード番号 9286)

管理会社名  
 エネクス・アセットマネジメント株式会社  
 代表者名 代表取締役社長 松塚 啓一  
 問合せ先 取締役兼財務経理部長 佐藤 貴一  
 TEL: 03-4233-8330

貸付基本合意書の変更に伴うコミットメントライン契約の締結及び既存借入金の一部の返済期限延長  
 のための個別貸付契約変更覚書の締結に関するお知らせ

エネクス・インフラ投資法人（以下「本投資法人」といいます。）は、本日、貸付基本合意書の変更に伴うコミットメントライン契約の締結及び既存借入金の一部の返済期限延長のための個別貸付契約変更覚書の締結について決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

I. 貸付基本合意書の変更に伴うコミットメントライン契約の締結

1. 取引の理由

本投資法人が、既存貸付人との間で締結している2020年11月25日付貸付基本合意書においては、借入金（ただし、コミットメントライン契約(注1)に基づく借入金を除きます。）における借入元本及び利息の返済資金が不足した場合に備え、本投資法人において一定金額の積立て（以下「貸付弁済積立金」といいます。）を要することとされておりました。

今般、上記貸付基本合意書を変更し、当該借入金に係る従前の積立ての仕組みを変更して貸付弁済積立金の一部を取り崩します。ただし、引き続き、貸付弁済積立金について、借入元本及び利息の返済資金が不足した場合に備えるとともに、本投資法人の資産運用の安定化を図ることと目的とし、貸付弁済積立金の確保を目的とするための新たな貸付枠を設定することとし、当該貸付枠に係るコミットメントライン契約（以下「本コミットメントライン契約」といいます。）を締結することとしました。

なお、取り崩す貸付弁済積立金については、本日付で公表の「国内インフラ資産等の取得に関するお知らせ」に記載の本投資法人が2026年3月31日付で取得予定の特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項における意味を有します。）（以下「取得予定資産」といいます。）の取得資金の一部等に充当する予定です(注2)。

(注1) 当該コミットメントライン契約及び担保の概要については、2025年1月15日付「コミットメントライン契約の締結に関するお知らせ」をご参照ください。

(注2) 本日付で公表の「コミットメントラインに基づく資金の借入れに関するお知らせ」に記載のとおり、当該お知らせに記載のコミットメントラインに基づく借入金が取得予定資産の取得資金の一部等に充当される予定ですが、取り崩された貸付弁済積立金によって当該コミットメントラインに基づく借入れを2026年5月29日に返済する予定であり、結果として、当該貸付弁済積立金が取得予定資産の取得資金の一部等に充当されることとなります。

2. 本コミットメントライン契約の概要

①	借入極度額	2,500百万円(注1)
②	契約締結先	三井住友信託銀行株式会社
③	契約締結日	2026/3/31



④	コミットメント期間	2026/5/29～2038/11/30
⑤	担保	有担保(注2)、無保証

(注1) 本コミットメントライン契約に基づく個別貸付契約においては、従前の積立ての対象とされていた借入金の一部に係る借入元本及び利息の返済資金の確保のために備えるべき金額が、本投資法人による借入元本及び利息の返済の履行に伴い減少することを反映した借入極度額の通減スケジュールが定められており、借入極度額は、かかる通減スケジュールに従って減少する予定です。

(注2) 後記「II. 既存借入金の一部の返済期限延長のための個別貸付契約変更覚書の締結」に記載の個別貸付契約変更覚書の締結と同時に、本投資法人の既存貸付人（本コミットメントライン契約の貸付人である三井住友信託銀行株式会社を除きます。）が担保権を有している担保対象（以下「既存担保対象」といいます。）の全てにつき、一旦、既存担保対象に設定された全ての担保権（以下「既存担保権」といいます。）を解除した上で、かかる既存担保権の解除と同日付で、既存担保対象及び本日付「国内インフラ資産等の取得に関するお知らせ」に記載の取得予定資産を担保対象とし、既存貸付人及び本コミットメントライン契約の貸付人である三井住友信託銀行株式会社を共同の担保権者とし、かつ、既存担保権に係る被担保債権とともに、本コミットメントライン契約の貸付人である三井住友信託銀行株式会社が本投資法人に対して現在及び将来有する、本コミットメントライン契約及びこれに関する契約に基づく一切の債権（貸金返還請求権を含む。）等を被担保債権とする、既存貸付人と同順位の根担保権及び契約上の地位譲渡予約に係る予約完結権が設定される予定です。

## II. 既存借入金の一部の返済期限延長のための個別貸付契約変更覚書の締結

### 1. 取引の理由

本投資法人の既存借入金のうち、長期借入金（タームローンE）、長期借入金（タームローンF）、長期借入金（タームローンG）、長期借入金（タームローンH）、長期借入金（タームローンI）及び長期借入金（タームローンJ）については、各利払期日に借入元本の一部を返済し、残元本を各最終返済期日に一括して返済するバルーン付アモチ型の借入れとなっています。

本投資法人は、かかるバルーン付アモチ型の借入れについて、残元本の最終返済期日に当該残元本相当額のリファイナンスを実施することにより、当該最終返済期日以降の借入金の返済額の平準化を図る想定でしたが、上記各借入金に係る個別貸付契約変更覚書を締結し、それぞれ当該残元本の最終返済期日を延長することとします（注1）。これにより、これらの借入れについて、金利環境を見極めつつ、当該個別貸付契約変更覚書締結前の各残元本の最終返済期日における残元本相当額を対象とする新たな金利スワップ契約を締結する等の、金利負担に対する柔軟な対応を図ることが可能となります。

(注1) 長期借入金（タームローンE、タームローンF、タームローンI及びタームローンJ）については、一部の貸付人に係る借入れの最終返済期日は維持されることとなりますが、当該借入れについては、その最終返済期日の到来後にアレンジャーにより返済期限延長後の最終返済期日を返済期限とするリファイナンスがなされることが、個別貸付契約変更覚書の締結時点において約されています。そのため、当該一部の貸付人に係る借入れに関しても、実質的に返済期限延長の効果を得ることができます。

(注2) 上記個別貸付契約変更覚書の締結と同時に行われる本投資法人の既存貸付人に対する既存担保権の変更については、前記「I. 貸付基本合意書の変更に伴うコミットメントライン契約の締結 2. 本コミットメント契約の概要」の注2をご参照ください。

### 2. 返済期日延長の概要

	最終返済期日 (返済期限延長前)	最終返済期日 (返済期限延長後)
長期借入金（タームローンE）	2030年11月30日	2038年5月31日
長期借入金（タームローンF）	2030年11月30日	2038年5月31日
長期借入金（タームローンG）	2032年11月30日	2038年11月30日
長期借入金（タームローンH）	2032年11月30日	2038年11月30日
長期借入金（タームローンI）	2032年11月30日	2038年11月30日



長期借入金（タームローンJ）	2032年11月30日	2038年11月30日
----------------	-------------	-------------

（注1）「長期借入金」とは、借入期間が1年超の借入れをいいます。以下同じです。

（注2）最終返済日が営業日以外の日に該当する場合には、翌営業日とし、かかる営業日が翌月となる場合には、前営業日とします。

### Ⅲ. その他

上記各取引に関わるリスクに関して、2026年2月25日に提出した有価証券報告書の「第一部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 3 投資リスク」に記載の内容から重要な変更はありません。

以上

\*本投資法人のホームページアドレス：<https://enexinfra.com/>